

くらしの安全安心だより

発行／佐賀県 くらしの安全安心課・佐賀県消費生活センター（TEL：0952-25-7059 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階）

新生活がスタートする春に増える契約トラブル 契約前に「気づく」「確認」「相談」でトラブル回避！

春は進学、就職、転職などのために引っ越しをして、新しい生活がスタートする季節です。

佐賀県消費生活センターには、10～20歳代の方から賃貸借契約トラブルに関する相談が寄せられており、ほとんどの相談がトラブルが発生してからとなっています。

新生活が始まるこの時期、契約内容を事前にしっかり確認し、不安なことは早めに相談して、トラブルを未然に防ぎましょう！！

相談事例

賃貸アパートを退去する際、入居時から付いていたキズや汚れについて、「最近付いたものだ」として高額な「**原状回復費用**」を請求された。

入居前から傷はあった



入居前に傷はなかった

契約前

気づく！・確認！

契約書の重要事項をよく読みましょう。

（敷金、禁止・制限される行為、期間中の修繕、契約の解除、明け渡し時原状回復など）退去時の特約などを確認しておきましょう。



入居時

できるだけ**貸主側**（大家や不動産事業者）と一緒に**現状の確認**をしましょう。

その際、傷や汚れなど修繕が必要と思われる箇所の写真を撮るなど、**証拠となる記録を残す**ようにしましょう。



退去時

修繕費用などを請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に十分な説明を求めましょう。



「原状回復」とは？

借主（入居者）の

故意・過失によって賃貸住宅に生じた傷や汚れ（**損傷**）など、**通常の使用方法とはいえないような使い方などで生じた損傷等を元に戻すこと**

例：・タバコの臭い



・ペットによる柱のキズ
・引っ越し作業で生じたひっかき傷など

借主（入居者）は

通常使用による損耗や経年変化

⇒ **原状回復義務はありません**

相談！

不安な場合、納得できない場合やトラブルになった場合は、**消費者ホットライン局番なし「188」** または **お近くの消費生活相談窓口** へ早めにご相談ください！
（電話番号は最終ページ参照）

インターネット通販の“定期購入”トラブルに注意！

相談事例

SNSの広告を見て「1回限り」と書いてあったので「お試し」のつもりで注文した。
1回限りと思っていたが、翌月2回目が届き、請求金額が高額だった。

トラブル広告の例

気づく！

強調する・あせらせる項目

効果てきめん!!
栄養クリーム

有名人を起用
あのかげん人愛用!

限定数量・限定期間
先着100名様

9,800円 1回限り!!

極端な低価格
→ 980円

注文を急がせる
今すぐ注文

※初回価格は、定期コースの購入が条件です。
※2回目以降は1個9,800円です。

わかりづらい項目

1回限りの購入？ 継続的な購入？

1回限りで手続きを進めたつもりでも、定期購入手続きになっている場合があります。

継続的な購入の場合、 回数は解約しないとずっと続く？

解約を申し出ても、1回目だけの購入では解約できない場合があります。

継続的な購入の場合、 価格や支払総額は？

2回目以降の価格が高額で、個数が多くなる場合があります。

解約方法・返品方法の条件は？

通信販売は、クーリング・オフが適用になりません。返品ができないことや、初回価格と定価との差額の支払いを求められる場合があります。

支払時期や発送時期は？

2回目以降が何日後に届くか、支払いはいつまでに行うのかを確認しましょう。



■ □ ■ 県消費生活センターへの相談最新情報 (2024年10月～12月) ■ □ ■

相談内容上位3件		主な内容
1	商品一般	●不審な電話や迷惑メール ●身に覚えのない配達物 など
2	保健衛生品	●化粧品・育毛剤・脱毛クリーム など
3	土地・建物・設備	●賃貸住宅に関すること ●リフォームに関すること など

「最終確認画面」を必ず確認しましょう！

契約に関する重要な情報が集約されています。

不明点はありませんか？ 返品・解約条件など、大丈夫ですか？

万が一に備えて、契約内容や事業者への連絡方法など、記録を残しましょう。

確認！

お申込み内容の最終確認

お申込み内容 サプリメント【6回お届けコース】

初回1個, 2～6回(各回3個) 計16個

お支払額
(税込)

回数	単価	個数	商品価格	送料	お支払金額
初回	980円	1	980円	500円	1,480円
2～6回目(各回)	9,800円	3	29,400円	500円	29,900円
お支払総額(6回分)					150,980円

お届け先 ○○ ○○様 ○○県○○市○○

お届け予定日 令和○年○月○日

お支払方法 クレジットカード 下4桁○○○○(一括払い)

確認事項 免責事項 : (事業者側が責任を負わない事項)

ご注文後の
キャンセル・
返品・契約の
解約について

キャンセル: ご注文後○時間以内までに…

返品: 商品到着後○日以内までに…
返送費用は…

解約: 次回商品発送予定日の○日前までに…
途中で解約される場合、初回価格と
定価の差額をお支払いいただきます。

連絡先電話番号 ○○○○-○○-○○○○

メールアドレス ○○○○○○○@○○○.○○.○○

トップページに戻る

(注文は確定されません)

注文を確定する

1回限りじゃない…



通信販売には
クーリング・オフが
適用されません!

返品や解約が可能な
場合の条件などを
よく確認しましょう!

- ・ 広告画面・最終画面のスクリーンショット(画像)
- ・ 確認完了メール を **保存!** しましょう!

相談!

不安な場合、納得できない場合やトラブルになった場合は、

消費者ホットライン局番なし「188」または **お近くの消費生活相談窓口**へ
早めにご相談ください!

(電話番号は最終ページ参照)

誰もが安全安心に暮らせる佐賀県へ

近年のAIの急速な発展やデジタル化の進展は、我々の生活の利便性やライフスタイルに大きな変化をもたらしています。

消費生活センターにも、従来からあった通信販売のトラブルなどに加え、「SNS型投資詐欺」や、公共機関の職員などと偽って金銭をだまし取る「二重電話詐欺」の被害に関する相談が多く寄せられています。

佐賀県では今後も、関係団体や市町と連携しながら、消費者トラブルの防止と発生時に救済を図るための相談体制を大切に、県民の皆さまが安全安心に暮らせるよう努めてまいります。

佐賀県知事 山口祥義



一人で悩まず早めにご相談ください

相談例

点検商法 S F 商法 多重債務 副業詐欺 投資詐欺

ロマンス詐欺 無料体験トラブル 不当・架空請求

オンラインゲーム課金 インターネット通販トラブル 不審な電話や迷惑メール など



困ったときの相談窓口
佐賀県 消費生活センター
TEL:0952(24)0999

✉ :shouhisoudan@pref.saga.lg.jp
土日祝日（年末年始を除く）も受付

【受付時間】 9：00～17：00 相談無料
※16:30までにご相談ください。

◆消費者ホットライン 局番なし「188」
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

ひとりで悩まずまずは相談！
『泣き寝入りはいやや（188）』で覚えてね！

だまされないちゃん

市町相談窓口一覧（令和6年10月1日現在）

※相談時間は、相談窓口により異なります。

相談窓口	電話番号	相談日
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月～金
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月～金
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月～金
多久市 商工観光課	0952(75)2117	月・水・木
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月～金
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月～金
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金
嬉野市 観光商工課	0954(42)3310	
(塩田庁舎)		火
(嬉野庁舎)		木

相談窓口	電話番号	相談日
神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木
基山町 住民課	0942(85)8171	金
上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
みやき町 産業支援課	0942(96)5545	月・水
玄海町 住民課	0955(52)2157	金（4回/月）
有田町 住民環境課	0955(46)2114	火・木
大町町 企画政策課	0952(82)3112	水（2回/月）
江北町 地域振興課	0952(86)5615	火（3回/月）
白石町 商工観光課	0952(84)7123	木（4回/月）
太良町 企画商工課	0954(67)0312	水

消費生活情報は、県ホームページでご覧いただけます！！

佐賀県庁ホームページから、「暮らし・子育て」⇒「消費生活・食生活」とお進みください。
トラブル情報やイベントのお知らせ、消費者教育の活動状況などを発信しています！
ぜひ、ご覧ください。

佐賀県 消費生活・食生活

